

第9回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月27日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員

5 事務局職員出席者

事務局長	小島	孝紀
副主幹	石原	慎也
主事	羽鳥	政光

6 議事録署名人

11番 原 恵子 1番 小林 徳博

7 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8 議 事

議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
議案第22号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

会議の状況

【議長】

それでは第9回の総会を開催いたします。出席委員は全員です。

第45回の農林水産祭りは、天候にも恵まれ盛況でした。出られた方やお手伝いされた方につきましてはご苦労様でした。今後ともご協力の程、よろしくお願いします。

日程第2の議事録署名の署名人については11番原恵子委員、1番小林徳博委員にお願いします

次に報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から朗読及び補足説明をお願いします

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

この度10月25日に さんより相続による農地の所有権取得の届け出がございました。権利を取得した農地について、農業委員会による斡旋の希望はいずれもありません。

なお、この届出の受理書を さんに11月6日付けで発行しております。

以上でございます。

【議長】

これは報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。次に報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読及び補足説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は富士見が丘富士見公園の西側にある市街化区域の土地です。土地の所有者は厚木市の さん川崎市の さんで、大和市の さん・ さんに住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。続きまして、議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第19号朗読 —

【議長】

続いて、現地確認報告をお願いします。倉持委員、お願いします。

【委員】

11月13日に山西地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。ナンバー1、2ともに畑として耕作されていました。今後も、現在利用権設定を受けている方が継続して、畑として耕作されるということですので、周辺農地への支障は無いと思います。

委員皆様のご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第19号関係資料をご覧ください。

初めにナンバー1です。1～4ページに農用地利用集積計画書、つづいて5ページに位置図、6ページに公図の写しを添付させていただいております。

続いて、ナンバー2です。7～10ページに農用地利用集積計画書、つづいて11ページに位置図、12ページに公図の写しを添付させていただいております。

農用地利用集積計画は、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従って実施される「農業経営基盤強化促進事業」の中の「利用権設定等促進事業」に関する事項に基づいています。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

なお、申請農地2筆につきましては、平成26年12月から小田原市の さんが利用権を設定しており、更新に伴い、農地中間管理機構を利用し、継続的に さんが耕作する予定です。今後は、県農業公社が さんに貸し付ける予定です。

【議長】

説明が終わりました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

藤沢に在住の方が農地を中間管理機構に貸したいということですか。

【事務局】

今回の案件は以前から小田原の方が借り受けてきたものを引き続きということで、更新の手続きになります。更新に伴い、農地中間管理機構を活用していくということです。

【委員】

中間管理機構を利用する場合に手数料はかかりますか。

【事務局】

手数料はかかりません。

【委員】

設定する期間は3年間となっているが、決まりがありますか。

【事務局】

決まりはありません。

地権者と耕作者との意向により、設定されます。

【議長】

よろしいですか、議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について賛成の委員は挙手をお願いします。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって本案は可決といたします。

続きまして、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第20号朗読 —

【議長】

続いて、現地確認報告をお願いします。原恵子委員、お願いします。

【委員】

10月19日に二宮地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。

場所は、東京農業大学二宮柑橘園で、農業振興地域内の農地29筆、約1.6haになります。譲受人である　　さんは、平成25年10月から申請地で利用権を設定し、みかんやフェイジョア等の果樹を栽培しており、周辺に及ぼす影響等もないので、許可は問題ないかと思われます。

委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは補足説明いたします。それでは、お手元の議案第20号関係の資料をご覧ください。

始めに、1ページの許可申請書をご覧ください。申請者は譲渡人が世田谷区の東京農業大学で、譲受人が二宮の　　さんで、売買による所有権移転です。

申請の土地は、二宮字山王山2055-1外28筆で、面積は合計で15,817㎡でございます。

3ページの農地の利用状況ですが、現在　　さんは申請地を含め、町内において約1.7haの農地を耕作しております。

4ページの作付予定の作物ですが、みかんやフェイジョア等の果樹を栽培する予定です。

5ページ、6ページについては譲受人の構成員の農作業への従事状況について記載しております。

7ページの周辺地域との関係ですが、申請地は現在も果樹園として利用されており、所有権移転後も同様の利用をするということです。

11ページに位置図、12ページに土地一覧、13～16ページに公図の写し、17ページに営農計画書を添付しております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

それではこれについての質問・意見等ある方は挙手をお願いします。

それでは私から、借入面積と今回申請の対象農地面積の差は何ですか。

【事務局】

今回売買される対象の土地以外に利用権設定している土地がございますので、差が生

じています。

【議長】

その他、特によろしいですか。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって本案は可決といたします。続きまして、議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第21号朗読 —

【議長】

続いて、現地確認報告をお願いします。原淳利委員、お願いします。

【委員】

初めに、ナンバー1の現地確認報告をいたします。8月27日の農地パトロールの際に二宮地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地は、里芋、長ネギ等が栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

続いて、ナンバー2の現地確認報告をいたします。11月13日に二宮地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地は、カキが栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第21号についてご説明します。お手元の資料をご覧ください。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

初めに、ナンバー1です。

さんは平成9年4月24日に二宮字日吉原下道498-1外2筆、計1,314㎡の農地を相続し、納税猶予の特例を受けております。

続いて、ナンバー2です。

さんは平成8年10月25日に二宮字下川窪403-20、151㎡の農地を相続し、納税猶予の特例の適用を受けております。

以上でございます。

【議長】

それでは、質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。ないようですので、議案第21号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

【議長】

挙手全員でございます。よって本案は可決いたします。続きまして、議案第22号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、議題いたします。事務局、朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 議案第22号朗読 —

【議長】

続いて、補足説明をお願いします。

【事務局】

農地法第3条により農地の売買や貸し借りをする場合、農業委員会の許可が必要となります。

下限面積とは、同法第3条の許可を得るための一つの要件となっており、権利取得後の面積が下限面積を超えない場合には許可できません。

同法第3条で下限面積は、原則、権利取得後の農地面積が、都道府県は50aとされていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるとされています。

現在、二宮町においては30aとなっております。地域の情勢、農家数及び経営面積規模

について大幅な変動が見られないため、今年度の下限面積についても、現行と同じ設定面積で提案させていただいています。

お手元の関係資料をご覧くださいと思います。農地法施行規則に従い、二宮町内の農家で30a未満の農地を耕作している農家数が、全農家数に対して4割以上を満たしていることから、30aとしています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

以前は、3条での農地の売買は、県許可でしたが、現在は、権限移譲により市町村農業委員会の許可になっております。県内では20aや10aという地域もありますが、二宮町でもそれくらいの面積設定を検討する時期に来ているのではないかと思います。今後時間をかけて検討していければと思います。

ご意見がある方は、いらっしゃいますか。

【委員】

意見ですが、今後議論する際に、町の農業をどうしていくべきか、あるいは、下限面積を上げ下げする際の理由についても議論に載せていくべきだと思います。現在の担い手がどれだけいて、遊休農地がどれだけあって等を含め、下限面積を決める際のメリットデメリットを明確にすべきだと思います。

【議長】

本来、農業委員会だけで決める内容ではないと思います。まちづくりの一つの要素として捉え、行政側と農業委員会で意見交換をしても良いのではないかと思います。

それではこれで質疑を打ち切りたいと思います。議案第22号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

【議長】

挙手全員でございます。よって本案は可決といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了致しましたので、ここで総会を閉会します。

午前10時20分閉会